

宇多津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 18,556	千円 6,223,442	千円 423,940	千円 957,237	% 15.4	% 15.0

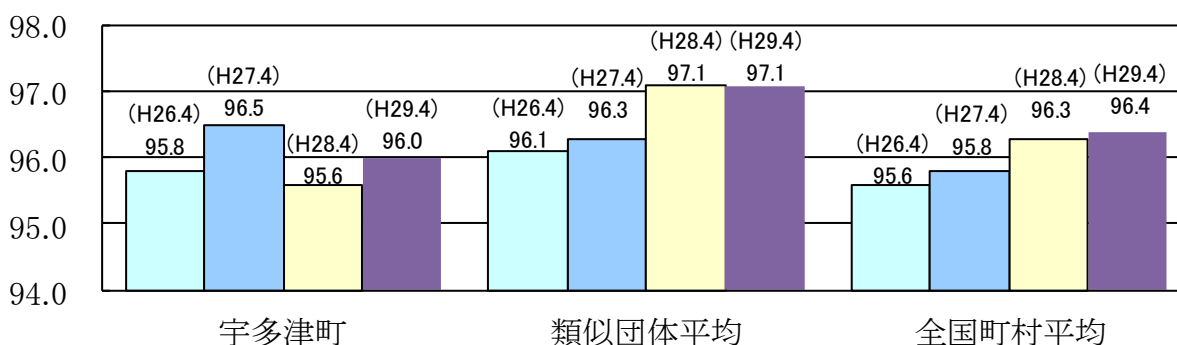
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
28年度	人 111	千円 409,768	千円 53,879	千円 155,925	千円 619,572

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,582	千円 5,781

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同様に実施。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇多津町	44.4歳	320,508円	368,187円	352,421円
香川県	43.9歳	330,485円	408,546円	362,180円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.7歳	308,087円	357,786円	337,335円

②技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額
宇多津町	46.7歳	20人	311,129円	326,550円	316,979円	—	—	—
うち用務員	45.8歳	3人	343,333円	361,247円	352,000円	用務員	55.1歳	207,300円
うち清掃職員	46.9歳	15人	303,399円	320,197円	309,466円	廃棄物処理業	45.7歳	293,000円
香川県	53.1歳	24人	322,474円	362,671円	340,485円	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—
類似団体	49.4歳	9人	286,023円	308,066円	298,134円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26～28年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		宇 多 津 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	184,800 円	184,800 円	178,200 円
	高 校 卒	150,500 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	150,500 円	139,400 円	—
	中 学 卒	137,200 円	131,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

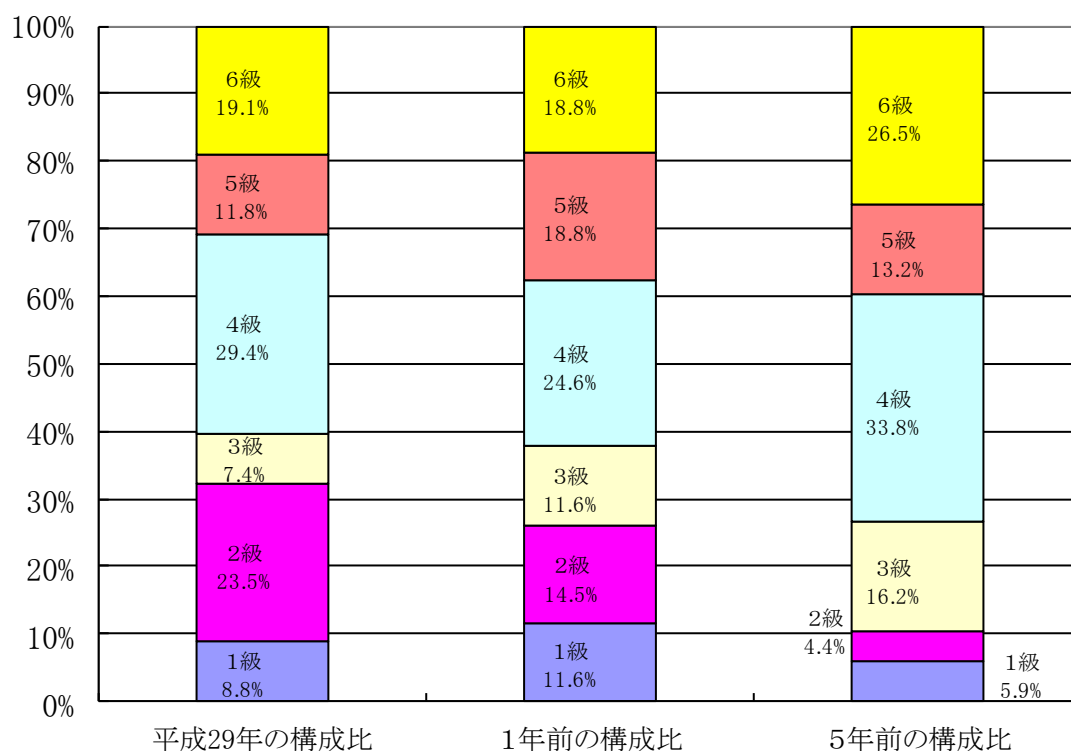
区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大 学 卒	254,400 円	324,800 円	367,700 円	403,500 円
	高 校 卒	—	—	355,400 円	—
技能労務職	高 校 卒	219,600 円	291,100 円	343,300 円	369,000 円
	中 学 卒	—	—	351,800 円	357,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・保育士・教諭又はこの職と同等の職務	6人	8.8%	141,600 円	246,600 円
2 級	主任主事又はこの職と同等の職務 相当高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	16人	23.5%	191,700 円	303,400 円
3 級	主査又はこの職と同等の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	5人	7.4%	227,900 円	349,200 円
4 級	主任・主任保育士・主任教諭・係長又はこの職と同等の職務 困難な業務を処理する保育士又は教諭	20人	29.4%	261,100 円	380,200 円
5 級	副所長・副園長・所長・園長・副主任・課長補佐 又はこの職と同等の職務	8人	11.8%	287,100 円	392,200 円
6 級	主幹・課長又はこの職と同等の職務	13人	19.1%	317,700 円	409,400 円

- (注) 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況 (宇多津町)

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇多津町	香川県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,479 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,706 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(宇多津町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

宇多津町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年 20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年 29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分	49.59 月分		勤続35年 41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額 49.59 月分	49.59 月分		最高限度額 49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		

(3) 地域手当(29年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		266	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		20,438	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		11.7	%
手当の種類 (手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	500円以内/件 (1件増すごとに200円)
用地交渉等業務手当	一般行政職	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	1,000円/日 (深夜1,300円)
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	500円以内/件 (死亡1,000円以内/件)
自動車等整備手当	技能職	公用車の運転及び整備業務に従事	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	技能職	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	一般行政職	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事	給料月額3/100以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	11,456	千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	143	千円
支給実績 (27年度決算)	10,673	千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	148	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円、子8,000円、子(配偶者なしで1人)10,000円、父母等6,500円、父母等(配偶者及び子なしで1人)9,000円、特定期間加算5,000円	同じ		10,669千円	227,000円
住居手当	12,000円を超え23,000円以下(家賃-12,000円)、23,000円を超え55,000円未満(家賃-23,000円×1/2+11,000円)、家賃55,000円以上(27,000円)	同じ		4,063千円	290,214円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩による通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【自動車等の使用者】 2,700円～30,700円	異なる	国:2,000円～31,600円	4,478千円	82,926円
管理職手当	本庁の課長60,300円、本庁の課長補佐39,300円	異なる	左記のとおり	17,385千円	620,893円

5 特別職の報酬等の状況 (29年4月1日現在)

区分			給料月額等		
給料	町副町長	長	769,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		副町長		596,000円	850,000円 / 492,000円
報酬	議副議	議長	365,000円	420,000円 / 230,000円	
		副議長	336,000円	360,000円 / 180,000円	
		議員	320,000円	345,000円 / 157,000円	
期末手当	町副町長	長	(28年度支給割合)		
		副町長	3.15 月分		
退職手当	町副町長	長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
		副町長	給料月額×17.52	13,472,880円	任期ごと
			給料月額×10.56	6,293,760円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

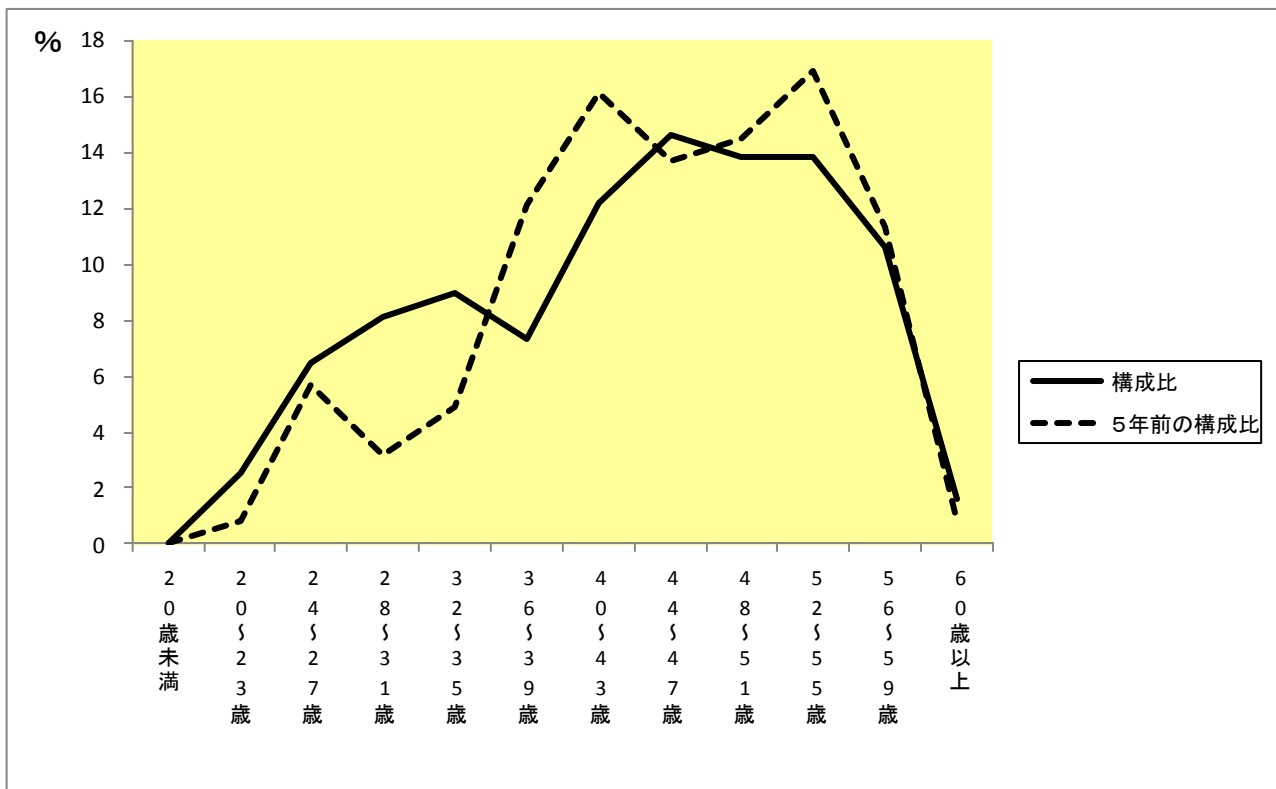
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		その他△1、その他2 欠員補充1 その他△1
		総務・企画	24	25	1	
		税務	6	7	1	
		労働	2	1	△1	
普通会計部門	一般行政部門	農林水産	2	2		欠員不補充△1
		商工	6	6		
		土木	7	7		
		民生	25	24	△1	
普通会計部門	一般行政部門	衛生	21	21		<参考> 人口1万人当たり職員数 50.66人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.18人)
		計	94	94		
普通会計部門	教育部門		17	17		
	小計		111	111		<参考> 人口1万人当たり職員数 59.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.68人)
公営企業等	会計部門	上水道	3	4	1	業務増1
		下水道	4	4		
		その他	4	4		
公営企業等	会計部門	小計	11	12	1	
		合計		122	123	1
			[136]	[136]	[136]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 3	人 8	人 10	人 11	人 9	人 15	人 18	人 17	人 17	人 13	人 2	人 123

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	96	99	95	88	94	94	△2(2.1%)
教育	17	17	17	16	17	17	0(0.0%)
普通会計計	113	116	112	104	111	111	△2(1.8%)
公営企業等会計計	12	12	12	12	11	12	0(0.0%)
総合計	125	128	124	116	122	123	△2(1.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。